

# 高齢化が進む地域を基盤とした住民による 地域福祉実践の成立のメカニズムに関する研究

仁 科 伸 子

## 要 約

本研究は、高齢化が進む地域を基盤とした地域福祉実践の成立メカニズムに関する6事例のフィールドワーク研究である。これにより、次のことが明らかになった。

事例では共通して、採算性が低い場合でも継続されていく特徴があり、市場とは異なる原理や価値基準及び社会的目的によって事業が遂行されている。地域を基盤とし、住民が主体となった事業には、ボランティアな活動だけでなく、本研究でとりあげた事例のように社会的意義が高い仕事として事業遂行されるシステムが生まれてきている。この成立要件として、再分配に基づく資源の投入が不可欠であった。このことは、今後適切な再分配を実施することによって、地域をエンパワメントする可能性を示唆している。

次に、社会福祉法人の地域貢献によって、地域に必要なサービスを展開する新しい事例が出現している。この事業展開は、社会福祉法人のもつ社会貢献性を基盤とし、事業展開速度が速いという特徴を持つ。また、これまでに研究されてきた住民の主体形成とは異なるシステムで住民の参加を形成している。具体的には、事業として労働を創り出し、事業によって地域問題を解決している、あるいは、地域問題解決の場を提供しているといえる。

## 1. 本研究の目的

### (1) 研究の目的と先行研究からみた本研究の位置づけ

本研究の目的は、高齢化が進む地域における住民による地域福祉実践に焦点をあて、社会福祉援助論的観点で見た主体形成と地域福祉実践の成立のメカニズムについて分析することを目的とする。

社会福祉研究における主体については、次のように解釈されている。政策主体は、制度や政策によって社会福祉の課題を解決する地方自治体や国のことであるが、これに対して実践主体とは制度の内側にある社会福祉の専門家に限らず、地域社会に存在する問題を解決する力量を持つ住民及び住民が作っている組織を実践主体とする考え方がある(杉岡、1997)。本研究は、後者に関する研究であるといえる。

2000年の社会福祉法改正により、第4条<sup>1)</sup>が加えられて、地域福祉の中での住民を含め社会福祉に関わるあらゆる主体の参加が明確化された。地域福祉における主体形成理論は、右田紀久恵、大橋謙策などが定義してきた。大橋は、地域福祉計画策定等を含めた3つの主体論を展開しているが、大橋の提起しているカテゴリー（大橋、1991）に照会すると、本論は地域福実践主体を対象とした研究であるといえる。一方、右田は、主体について生存主体認識、生活主体認識、権利主体認識を展開しており、地域の内発性に根源を求め、自治的な展開を持つものとして意義づけている（右田、1993）。

日本において、地域を対象とした社会福祉実践としての地域福祉は、1930年代にアメリカで理論化されたコミュニティ・オーガニゼーションとイギリスのコミュニティ・ワーク理論を統合して展開してきた。アメリカにおけるコミュニティ・オーガニゼーションが完全に民間のものとして存在しているのに対して、イギリスでは、公的機関による介入も見られる。これらを基礎として地域を基盤とした社会福祉実践は、岡村や右田によって、日本独自の解釈である地域福祉の中に位置づけられてきた経緯がある。近隣地域を基盤とした住民への社会福祉援助論についての理論的な位置づけとしては、岩間がジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論と位置づけ（岩間、2011）、さらに、「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」を相互に関係のあるものとして展開しようとする地域福祉援助という理念を規定している（岩間・原田、2012）。このように地域を基盤とした住民による社会福祉活動の理論的な位置づけについては既に確立しているが、住民の主体形成に関する援助方法論及び介入の機能という点についての研究は、緒についたばかりである。地域住民を主体とした活動は、社会福祉以外の多様な生活関連分野に拡大しており、地域福祉とそれ以外に簡単に分けることは難しい。本研究の中で取り上げる事例は、いずれも事業成立のメカニズムの中に住民による労働が介在しており、住民の主体形成プロセスと実践活動成立の要件としてどのような意味を持つかについて社会福祉援助論としての観点から分析しようとするものである。

## (2) 倫理的配慮

本研究は、組織及び活動内容を対象とした研究であり、「人」を対象とした研究ではないがインタビュー調査は、組織に関わる人に対して実施しており、研究への協力者のプライバシー保護のため、個人に関わる情報等は、排除、非表示、あるいは、研究内容に影響しない部分については改変して個人を特定できない状態にして論文化している。

調査では、研究の目的について文書で説明し、了承を得ると同時に、インタビューの途中であっても、個人の意思で拒否できることを明示した。研究データは、フィールドノートとして存在するが、これは、鍵のかかる場所に保管し、筆者以外の目に触れることはない。

---

1) 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2. 研究方法

本研究は、高齢化が進む地域において高齢者の生活向上を目指して地域を基盤とした活動実践を行っている事例についてフィールド調査において蓄積されてきた情報及びデータを分析し、集積された事実から成果を導き出そうとするものである。情報収集は、現地でのインタビュー調査や資料による。経緯やデータ収集の方法、情報の解釈に関する過程については、フィールドノートに書き留めた。

フィールドワークでは、量的研究のような帰納法的、かつ明確な仮説を予め設定することは困難である。フィールドワークを行っていくうちに、様々な情報や事実から、徐々に方向性或結論が演繹的に見出されていくことも多い。したがって、観察やインタビューの仕方や、インタビューや調査の結果といったものを研究の全過程を通じて書き留めておくことによって、研究の素材を構築していくのである。

このようにして収集したデータを社会科学的に分析するためにコード化して研究の目的に関連する手がかりを抽出して分類する。コード化の方法は、佐藤によるものを使用する（佐藤，2008）。

## 3. 研究結果

研究対象事例は事例1～6とし、各事例の基本的データは以下に示すとおりである。

表1 研究対象地域の属性データ

事例 NO	名称	活動範囲 立 地	活動地域の 集 落	活動地域の 世 帯 数	活動地域の 人 口 規 模
事例 1	与那	沿岸部+中山間地	1 集落	85	171
事例 2	大宜味村	沿岸部+中山間地	17 集落	1,667	3,337
事例 3	小国町	中山間地域	大字 19、27 集落 (全町域対象)	3,909	7,420
事例 4	ぎょうれつ 本舗	中山間地+湖沿岸 を含む都市	174 集落 (全市域対象)	2,028	50,316
事例 5	A 団地 (神奈川県)	ニュータウン	4 町丁目	15,618	6,183
事例 6	くんま	中山間地域	7 集落	160	420

### 3.1 【事例1】与那の共同店とまちづくりの展開

与那は、沖縄県のヤンバルの山と川と海の接点に立地する。名護市の北に立地する亜熱帯の豊かな森林地域で、ノグチゲラやヤンバルクイナなどの固有種が生息する貴重な地域でもある。ヤンバルは、山原と記述するとおり山々が連なり、森が広がる。この地域では、第二次世界大戦後の占領時代には、

山の木を切って米軍基地の建設材として運び出し生計を立てていたが、現在は林業自体は衰退しつつある。現在は、夏の観光のほか、小規模な農業と漁業が中心となっている。

集落の構造は、琉球王朝時代に風水によって計画されたといわれている。現在村の中心を走る道路はもともと小川である。小川は、車社会になって自宅の前まで車でいけるように暗渠化された。

集落では住民の発意によって、景観形成にも力を入れている。村の人々が協力しあって、防風林としてフクギと竹で作った垣根を保存し、伝統的な建築様式の家屋、屋根の上のシーサー、赤瓦を漆喰でとめた屋根瓦、古くからの屋号等を子どもたちに伝えるとともに、観光資源として残そうと活動している。石敢當と呼ばれる魔よけが辻に見られるなど街なみの伝統を重んじている。

2年間(2015~2016年)は、村からまちづくりオーガナイザーの補助金を得て、まちづくりの専任者を雇用したが、資金が切れて退職した。このように、与那は、集落は小さいが、まちづくりに力を入れてきた。

この地域での漁業は、潜水して夜光貝やイセエビを捕獲し、アギヤーといわれる定置網へ潜水による追い込み漁によってグルクンなどを獲る。農業は、山でみかんやシークワーサーを育てて出荷している。

屋敷内のアタイグワーとよばれる小さな畑で自家用野菜を作る。また、自生の植物もよく食用に使われる。しかし、夏は暑く、畑でも野菜はあまりない。害虫も多い。どちらかというと冬のほうが野菜はよく収穫できる。夏には、マーベラーと呼ばれるへちま、水前寺菜、ゴーヤが収穫される。地元の人が野菜や果物を持っているときに、「これはどこで買ったのですか？」とたずねると、誰かに「もらった」という答えが必ずといっていいほど返ってくる。果物や野菜を耕作して、売ってお金にしようという人は少なく、誰かにあげて喜ばれたいという人が多いのである。こうして、もらったり、あげたり物々交換と自給自足が多く見られる。

ヤンバルでは、沖縄縦貫道が南北に走る前は、海沿いの道路だけが南部と北部をつなぐ陸路で、古くは海路に物資の運搬を頼っていた。100年以上も昔のことであるが、住民が物資を共同で購入し始めたことをきっかけに、集落の人が共同で出資してよろずやが設立された。これを与那共同店と呼んでいる。この共同店の運営をはじめ様々な事業が村落内に立ちあがっている。共同店の運営者は、集落の会議で委託される。委託された担当者は仕入れから販売まで店の事業をすべてまかされる。食料品から雑貨品、野菜の種子まで生活に必要なものはほとんど揃っている。

共同店は、買物以外にも高齢者の見守りや集落の人々の集まる場として利用されている。車があれば買い物は名護の大きなスーパーまで出かけていくことができるが、車に乗らない高齢者たちには共同店がなければ買い物ができない。地域では、集落ごとに神事も多く、神人を中心に海の近くでは海の神を祭る行事、山や水、先祖を祭る行事が月ごとに行われる。このときには、高齢者たちは、神事や先祖にお供えするために決められた馳走を作るため共同店で買い物をする。共同店ではその行事にあわせてソーキと呼ばれる骨付き豚肉や、豆腐、海草などを仕入れる。

共同店は買い物以外の役割も果たしている。高齢者たちの情報交換の場となっている。毎朝来て、知り合いに会って少し話(ゆんたく)をして帰って行く。共同店は一人暮らしの高齢者の見守りにもなっている。いつも来る人が買い物に来なかったり、さっき買いに来たのにまた同じ品物を買ったり、

元気なのに杖をもって歩いているなど行動がおかしい場合には、共同店から民生委員に連絡が来る。夕方には、中高年の独身男性たちが集まって共同店前で食事や一杯飲み会をしている姿をよく見かける。孤立しやすい単身男性のコミュニケーションの場でもある。共同購入のためだけでなく、今では高齢社会になくはならない集いの場を提供している。最近では、一人暮らしの高齢者が多くなってきたことから、村のまちづくりのメンバーは、気軽に食事ができる場としてコミュニティ・キッチンを構想している。

また、共同店は、県立図書館の出先にもなっており、貸し出す図書と並べている本棚もある。

車を持っている家庭は、名護の大きなスーパーに車で行くようになってきている。このため、共同店の売り上げは落ちてきている。昔は出資者に対する還元等もあったが、今はない。

与那集落は、85世帯、171人で75歳以上の高齢者が一人暮らしは15世帯、2人世帯は8世帯となっている。90歳を超えても元気に一人暮らしを続けている人もいる。この集落では、高齢の女性は、朝は畑で働き、次に共同店で買い物をし、午後には誰かの家に集まって過ごすか、日陰になる家と家との間の路地であるアジマに座ってゆんたく（おしゃべり）する。中には、見守りや介護予防等が必要と考えられる人もいるが、高齢者たちは、デイサービスなどを推してもあまり利用しない。90歳を超えても自転車に乗って朝から畑に行く長老の女性の家に料理を持ち寄って昼ごはんを食べておしゃべりすることを好む。新しく来た人も排除しないおおらかさが村の人にはある。最近名護市から引越してきた女性も長老の家に遊びに行く仲間になった。

与那集落では、集落として多様な資産を保有している。共同店のほか、2014年、公民館の建て直しに際して、上階を宿泊施設にして、村出身者の帰郷や観光客、海外からの国際交流の宿泊に対応している。また、水利の利用を許可した見返りとして、村が、集落のために集合住宅を建設しており、世帯分離者や若者の定住に対応している。共同店の建物もこの時同時に建設された。この住宅は公営住宅ではなく、管理は与那集落が行っている。

村落の中で、共同売店と同様に村の中心となっているのが公民館である。各集落にひとつの公民館が建てられ、社会福祉協議会などが中心となって、出前型の福祉活動を行っている。公民館は災害などの際に集まって過ごす。公民館では、お祭り、村の会議、子どもの宿題や遊び、「おばあたちのクリスマス会」、観光客の宿泊、その集落の出身者が行事のために帰ってきたとき宿泊するなどさまざまに活用されている。これらは、集落の人々にとって重要な行事である。村落のリーダーは区長である。区長は、住民投票で選出されている。公民館の運営メンバーが、村落でのまちづくりの中心となっているが、集落内の会議で民主的に選ばれている。

### 3.2 【事例2】大宜味村の高齢者世帯がホストになった多世代交流民泊事業の展開

大宜味村は、国頭郡の西側に位置する村で、長寿の里として知られ80歳はまだ若い、100歳になってやっと一人前と民謡に歌われるほど長寿者が多いことで知られている。

大宜味村村の歴史は1673年尚貞王5年（延宝元年）、羽地間切から平南・津波の2村と国頭間切から屋嘉比・城・根謝銘・喜如嘉・饒波・根路銘・塩屋・前田・屋古・田港・渡野喜屋の11村を分かち、13村をもって田港間切を創設したことにはじまる（大宜味村 1978）。

地域の基本単位となる字(古くは村)は、1903年(明治36年)には県令により屋古前田を田港に合し、根謝銘・一名代・城を併せて謝名城と称し、親田・屋嘉比・見里を併せて田嘉里と改め、平南を津波に合した。以降さらに合併分離をくりかえし、現在では田嘉里・謝名城・喜如嘉・饒波・大兼久・大宜味村・根路銘・上原・塩屋・屋古・田港・押川・大保・白浜・宮城・江洲・津波の17字となっている(大宜味村 1978)。地形としては、入り江に沿って形成された海沿いの集落と山側の集落があるが、主な産業は、農林業と観光である。農業では、サトウキビやシークワサーのように伝統的な作物から、最近ではソバを作る農家も出てきた。

大宜味村は、伝統と文化を重んじる気質があり、芭蕉布の保存もそのうちである。芭蕉布は、糸芭蕉という植物の繊維を使って織る布のことで、戦前には沖縄県各地で家庭の中で織られてきた布だったが、今ではこれを継承しているのは大宜味村の一集落だけになった(大宜味村 1978)。

伝統的な行事もまた村の中で重視されている。17集落ではそれぞれに伝統的な祭事や年中行事を有している。たとえば豊作や健康を祈願する祈りや、先祖を崇拝する行事などである。また、エイサーと呼ばれる踊りも盛んである。エイサーは、お盆に太鼓を鳴らしながら練り歩く踊りで、村ごとに楽器の使い方や踊り方、手の使い方も異なっている。村の伝統文化である。

大宜味村地域の水瓶である大保ダムには、おおぎみまるとツーリズム協会の事務所が構えられている。大宜味村では、約42軒(東村、国頭村を合わせると130軒)の農家が参加する民泊事業の拠点である。

当初は7軒の農家が集まってグリーンツーリズムに取り組むおおぎみ・まるとツーリズム地域協議会を設立、観光受入窓口業務や観光プログラムの企画・試行プログラム等に取り組みはじめた(おおぎみまるとツーリズム協会 2014)。2010年7月にNPO法人おおぎみ・まるとツーリズム協会を設立し、2011年3月に「食と地域の交流促進集落活性化対策事業」を活用して、より一層の地域活性化に寄与すべく地域協議会を設立した(おおぎみ・まるとツーリズム協議会 2015)。そして、いぎみ(大宜味村)民泊4つのキーワード「長寿の里を学ぶ」「シークワサーの里を学ぶ」「芭蕉布の里を学ぶ」「ぶながやの里を学ぶ」を掲げて、農家への民泊と山、川、海のある大宜味村での生活を体験することを観光の主眼としたエコツーリズムを導入した。大宜味村の長寿の人々と長寿食を囲みながらの交流会などをおこなう、自然の中でトレッキングを行う、農業体験をするといった企画により、心身ともに大宜味村をまると体験できるツーリズム活動を展開してきている。これによって、年間約32校、4158名の高校の修学旅行の受け入れができています。これだけの数の修学旅行生を受け入れるには、大宜味村だけでは民家が足りず、隣接する東村、国頭村の農家と協力し合っている。

この事業のリーダーとなっているのは、退職後沖縄に暮らすようになった男性で、もとは技術者だった。リタイアして大宜味村で暮らすようになり地域の文化や暮らしのすばらしさを再認識し、地域にかかわって、村の役などを引き受けるうちに、自然を生かした地域の活性化によって人々の暮らしを良くしたいという思いと、地域の自然や人々、文化の豊かさを若者に伝えたいと考えるようになり7軒の農家とともにこの事業を始めた。

修学旅行生を受け入れるためにはさまざまな課題があった。民泊はいくつかの法の規制を受ける。

まずは、住宅の設備上旅館業法によって便所や風呂の数によって受け入れ可能人数が変わってくる。また、大宜味村には大人数の受け入れが可能な食堂がないため食事は家庭内でとることが基本となるが、食事を提供するためには、食品衛生管理者の資格が必要である。

都会からやってくる生徒たちは、虫が苦手、食べ物の好き嫌が多い、食品や化学物質にアレルギーがあるなどさまざまな要求に出会う。ムシー匹が寝室に出て、夜中にホテルに移動した高校生もいた。おおぎみまるごとツーリズムは、一人ひとりの状態に合わせて、また一軒一軒の受け入れ家庭の状況に応じて個別に対応し、受け入れをサポートしている。夏休みには、修学旅行中も中休みとなるが、このときには受け入れ家庭を対象とした研修期間となる。研修内容は、高校生との交流の仕方、情報伝達方法、体験のさせ方、沖縄らしい食べ物、農業体験の方法、雨が降った場合のすごし方、衛生管理などである。

この事業によって高齢者だけの家庭で静かに暮らしていた人々が、都会からの高校生を受け入れるようになったのは大きな生活の変化であった。実際に生徒の受け入れを行っている家庭は、高齢者家庭が多い。夫婦とも 80 代という家庭もある。「自分も若いころにはいろいろな人のお世話になったから、これからは若者に何かを伝えていきたいと考えてこの事業に参加している」という声が何度か聞かれた。「若者と触れ合うのが楽しい」という声も聞かれる。また、NPO のスタッフによると、高校生が来るようになって、高齢者はとても元気が出てきたという。

現在、3 村（単独あわせて）受入実績は、年間 32 校、4,158 名、民家数は 42 軒（3 村では 130 軒）となっている。この事業は、高校生と高齢者の交流も果たしていると同時に、高齢者に労働と収入及び若い世代との交流をもたらしている。NPO の役割も単なる民泊の媒介でなく高齢者の暮らしや就業、収入をもサポートするようになっている。

### 3.3 【事例 3】小国町の障害者と高齢者の就労による統合と共生<sup>2)</sup>

小国町は、九州のほぼ中央、熊本県の最北端、阿蘇外輪山の外側に位置する。東西北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、総面積 136.72km<sup>2</sup> で総面積の 74% は山林が占めている農山村地域である。1956 年に 16,363 人であった人口は 3 年後の 1959 年にピークを迎えた後、減少し続け、2017 年には 7,420 人とピーク時の半分以下となった。町の高齢化率は 38.8%（2015 年）となっており、熊本県では第 8 番目に高齢化率が高い。

小国町の主要産業は、農業、林業と観光業であるが、かつて多世代によって営まれてきた農林業生産システムは、高齢化と人口減少によって継承と存続が難しくなっている。地域には休耕田が増えて、草がぼうぼうに生えている荒地に変わろうとしていた。

小国町では、社会福祉議会は主要な社会福祉事業主体である。また、このような人口減少地域では、社会福祉事業自体も地域の就労の場を形成している。介護保険事業所は、町内に 3 主体が活動してい

---

2) 本項「3.3 小国町の障害者と高齢者の就労による統合と共生」は、2017 年 7 月発行『くまもと わたしたちの福祉』（熊本学園大学付属社会福祉研究所）に巻頭言「地域の課題に立ち向かう～社会福祉事業による共生のまちづくり～」として掲載されたものを加筆修正した。

るが、障害者福祉事業を実施しているのは社会福祉協議会のみである。障害者関連の主な事業の内容は、入所、通所施設、就労支援サービス、グループホームなどを実施している。就労支援サービスでは、高齢者への食事の提供、木工、陶芸、草木染、パン焼きを行っており、木工で製作している木馬はふるさと納税の返礼として使われる等クオリティが高い。

小国町は、湧き水がおいしく、この水を使ってつくられた豆腐が名産である。手作りの豆腐は、各家庭で食卓に上っていた。熊本市内からわざわざ買いに来る人がいるほどだった。しかし、少子高齢化によりその豆腐屋も店を閉めるところが現れ、ふるさとの味が失われようとしていた。そこで、社会福祉協議会は中間就労の場としてその豆腐屋を運営することにした。こうして高齢化によって失われそうになった小国の豆腐と揚げは、障害のある人たちの手で、受け継がれることになったのである。

小国郷は大豆に縁がある。「おぐに黒大豆」は、小国町西里地区の中尾集落で伝承されてきた在来の黒大豆である。この黒大豆を集落内に湧水する温水を利用して育て、もやしが生産されてきた。現在は一軒の農家のみで黒大豆を保全されており、大変貴重である。社会福祉協議会では、まず、この黒大豆を伝承し未来に伝えていこうと考えた。他方、2010年、熊本に試験場をもつ国立農研機構では、葉焼病と食葉性害虫に抵抗性を持つ暖地向けの納豆用小粒品種「すずかれん」を開発し、これを栽培する農家を探していた。すずかれんは、小粒で味の濃い大豆である。あるとき、大豆栽培に経験のある小国町でこの大豆を栽培できないかとの打診があった。このとき社会福祉協議会では、ちょうど地域で生産した大豆を使った豆腐作りのプロジェクトを進めているところであった。

地域には、人口減少と高齢化によって、多くの休耕地が広がり、土地ならいくらでも借りられそうだった。そこで、社会福祉協議会では、すずかれんを障害のある人たちの手ですべて栽培できないかと考えたが、大豆栽培は、手間と技術が必要であり、いくら休耕地がたくさんあって活用できるとはいっても素人の手では限界があった。周りを見回すと、プロの農家ばかりであるから、足りない分は地域の農家で栽培してもらいこれを買取ることにした。現在は、種子を無料で配布し、できた大豆を買取っている。これによって、農家は、少しの収入を得ることができるようになった。こうして、経験豊かな12軒農家の人々に助けられ、障害のある人の就労の場と原料の大豆が供給されるシステムが出来上がった。

2016年度は秋の長雨によって収穫された大豆に損失がでた、また、地震で2ヶ月間は水がにごって営業できなかった。そのような困難があったにもかかわらず、2万丁の豆腐、1万5千枚のあげが市場に出て行き、436万円あまりの収入となった。今年は、秋の長雨に備えて、倉庫を借りて対策し、もっと多くの生産と売り上げを狙っている。

障害のある人が大豆を栽培し、あるいは豆腐を製造する役割を担うことを通してその能力や個性を輝かせ、仲間や地域、生産者とながかり、収入を得て、地域社会のなかで自立して暮らしていくことを志向して、このプロジェクトは進められている。

こうして出来上がった豆腐は、「小国のゆめ」と名づけられて市場に出され、県内のスーパーにも売られている。

小国町では、障害のある人の働く場だけでなく、暮らしの場も、地域に展開している。できるだけ、普通に地域の中で暮らしていくノーマライゼーションの思想に基づき、地域の中で生活できるグルー



プホームが整備されている。地域に点在するグループホーム、ケアホームで障害のある人たちが暮らしている。このうち10ヶ所は、空き家になった民家を活用している。

人口の減少に伴って、世帯数の減少が現れる。これによって、空き家が発生する。小国町も例外ではない。社会福祉協議会では、空き家になった住宅を買い取って、あるいは賃貸して整備し、グループホームにしている。食事や掃除を手伝ってくれる世話人は、地域の人である。こうして、空き家は活用され、地域に雇用が生まれている。社会福祉協議会を媒介として、高齢者は障害者とともに農業を営み、収入や雇用が生まれ、社会との関係性を育む機会が生まれた。

### 3.4 【事例4】地域の買い物困難を解消するぎょうれつ本舗

滋賀県高島市は琵琶湖の北西に位置する。2005年1月1日にマキノ町・今津町・朽木村・安曇川町・高島町・新旭町が合併して新しく誕生した高島市は、古くから高島郡と呼ばれてきた地域である。

高島郡は、早くから湖西の交通の要衝として発展し、湖岸にそって走る国道161号は、古代には北陸道、中世・近世には西近江路・北国海道などと呼ばれ、日本海と都を結ぶ主要街道で、多くの人や物が行き交って賑わった。郡西部にひろがる山々から多くの木が川をくだって琵琶湖沿岸まで運ばれ、また湖上の水運を利用して都へ運ばれた。

社会福祉法人虹の会では、障害を持った人が働くパン工房を運営しているが、障害者の工賃を上げるための検討を行った結果、移動販売の案が出た。これをきっかけに移動販売について勉強し始め、補助金を取ってコンサルタントを入れて、ロゴ、カラー、デザインを含めた検討を行った。

高島市は、滋賀県の中で二番目に面積の広い市域を有しており、日本海に向かう街道は山深く高齢化が進んでいる。また、別荘地もあり、京都で働いてリタイアした人々が暮らしている地域もあり、

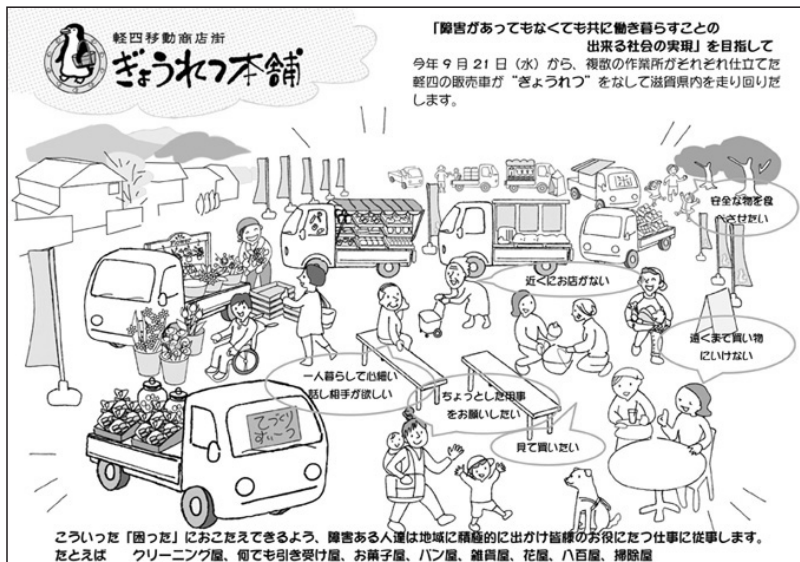


図1 Dの取り組みイメージ図

高齢化が進んだ地域を抱えている。このような地域では、周辺に買い物ができる場所もなく、移動手段のない高齢者は、買い物に困っていた。

「最近のお年よりはパンが好きですよ」というコンサルタントの言葉に支えられて、移動商店街「ぎょうれつ本舗」を実施することになった。このために保冷車も入手する必要があり、民間の補助金を活用した。また、急に販売に行っても、障害のある人に対する理解がないことや、受け入れられないことから、まずは、受け入れ先も開拓する必要があった。このため、自治会長や担当職員の出身地など知り合いを頼って話をしに行き、販路を開拓した。そして、現在、マキノ、高島、椋川・朽木の3つのルートで営業を行っている。

車は、2~3台の車を連ねて行くことからぎょうれつ本舗というネーミングになった。パンのほか、出来合いのおかずや、野菜も売っている。山の中では、最近獣害によって野菜が採れなくなってきている。人間が収穫する前に獣たちが食べてしまうのである。

パンの工房のほかにカフェをスタートした。2014年にD駅の駅ビルにあった空き店舗を借り、スタイリッシュなカフェを作った。デザイナーを入れてメニューやインテリアを吟味し、福祉的な店ではなく、最近のトレンドと、高島市の誇る名水をコンセプトにし、琵琶湖畔で昔から培われてきた発酵食をカフェのメニューに取り入れることにした。これは、コンサルタントからの「福祉を前面に押し出して中途半端な製品を売らずに、サービスや製品自体一流のものにしてこそ障害のある人の収入につながる」というアドバイスを受けてのことであった。ここでは、障害のある人もない人も一緒に働いている。料理は、専門家がメニューの設定、調理方法の工夫、盛り付けなどを考えている。障害のある人は一定期間の訓練を受けて、その特徴に合わせて下ごしらえや、接客などを担えるようになっている。カフェはランチ時には、満席になるが、午前中と2時以降が人が少なくなる。このため、午前中にはお弁当と販売に行くときに持っていくおかずを作る。お弁当の仕込みの仕事は、根気のいい利用者にとってちょうどいい仕事である。毎日11時までに弁当を作り、これをもってぎょうれつ本舗や販売先に届ける。

コンサルタントからのアドバイスは、「障害のある人が働いているからと1度は買っても、消費者は舌が肥え本当にクオリティのいいものや、おいしい食べ物を人々は見抜くようになってきたため、本質的によい物、クオリティの高い空間、おいしい食事や飲み物がなければ、リピーターが生まれにくい。工賃を上げるためには、採算性を上げると同時に、質の高い商売をしなければいけない」ということだった。この考えに基づき、カフェもぎょうれつ本舗もパンの工房も運営されている。

働くことは人々に喜びを与えている。就業継続支援事業の利用者は、「ぎょうれつ」で車に乗って移動販売に行くことを楽しみにしている人が多い。今まで、町の中でも障害のある人だけで働いていたのが、お年寄りに「ありがとう」と感謝されることが喜びになっている。高齢者は、動作も話しもゆっくりで、街中の忙しいスーパーのレジとは異なるスピードで販売ができる。しかし、最初からぎょうれつ本舗の仕事ができるわけではない。「ありがとうございました」の挨拶や、商品の取り扱いなどを練習してできるようになると、やる気も沸いてくるという。ありのままを受け入れてもらえることが、障害のある人にも地域にとっても重要である。高島市は、この移動販売に対して補助金を出すようになった。それでも工賃を上げるということを考えると、運転手(指導者)1、利用者1で

働くことは、非効率的である。虹の会は、ぎょうれつ本舗は運転手が必要であるため採算性は実は低いにもかかわらず、継続していくことに大きな意味があると考えている。その理由のひとつは、地域に出て行くことによって、高齢者たちからさまざまな情報を得ることができる。「夏野菜の出来がいい、わるい」、春には、「たけのこがどこの山でたくさん出ている」、であるとか、「発酵ジュースを作るのにちょうどよい山葡萄がとれた」、「いつも買い物していた人が入院している」といった情報をもたらすことも重要である。こうして、地域社会について理解し、一体になっていくことができるからだ。

移動販売に行っていた利用者が、カフェで働くようになった。人と向き合うのが苦手だった人も移動販売でゆっくり丁寧な訓練のおかげで仕事に慣れ、自信がついた。最初は水を出すだけからはじめ、レジがやりたかった利用者は、一生懸命練習し、レジを打てるようになって毎日自信を持って働いている。カフェで出しているドレッシングは利用者が仕込み、ドリームやアンデスといった就労支援事業所でつくったケーキやパンを出し、同じ法人が運営する大地という農業を営む事業所で作った野菜を出している。こうして、障害のある人もない人もお互いに助け合うことで地域の中で統合され共生が実現している。

### 3.5 【事例5】A団地の地域住民による「コミュニティ食堂」の運営

A団地は、1979年から計画的に開発された分譲住宅・賃貸住宅の複合的大規模団地で、公社賃貸住宅7棟790戸、分譲住宅66棟5,186戸ほか計約6,302戸の住宅が供給されている。開発面積は、約90ヘクタールで、人口は14,454人（2017年3月末現在）、高齢化率約46.0%（2017年3月）となっている。

このような団地に暮らす人々の中で、一人暮らしが増加してきた。団地ができたころ核家族として暮らすようになった家族も長年の間に子どもたちが出て行き、夫婦だけになり、さらに一人暮らしとなってきたのである。団地の中心部には、バスターミナルと商店街があるが、ここでは、転出していった店がはじめて空き店舗が目立つようになってきた。空き店舗を活用して何とか活性化しようと、フレンチ・レストランを営む人が出てきたが、高齢化が進んでいることから、年金生活者が多く、それほど毎日レストランに通えるわけではなかった。このためレストランは閉門におこまれました。

2013年、地域の人々が利用していたスポーツセンターの事業主が転出した。それまで、スポーツセンターを利用して人々が集まって、署名を行い公社にスポーツセンター事業者を誘致してくれるように陳情した。このグループを中心として、団地の高齢化について考えるグループが形成されていった。

A団地は、住民による夏祭りを長期間開催する等、活発な活動を行ってきた自治会やグループがいる。団地の中にはさまざまな人々が暮らしており、NPOを運営する人のグループ、趣味のグループなど長い居住期間のうちに多様な人々が集まってグループを形成してきた。

高齢者が増えてきて、2006年ごろには、月1回朝食を一緒に食べる100人朝食会を開いているグループがいた。このグループはいつの間にか朝食会を辞めてしまったが、この活動を惜しむ人々があり、「あったらいいのに」のひとつになっていた。そのような折、唯一気軽に寄れる喫茶店であった一軒の店が閉まり、気軽に寄ってお茶をする場所がなくなってしまった。高齢化が進み、購買力が低

下してきたために、企業は撤退し始めたのである。かつてこの地域には小学校が5校あったが、今では小学校1校、中学校1校となっており、高齢化だけでなく人口減少も進んでいる。人口減少と高齢化が進むと、購買力は一気に低下するのである。

住宅供給主体であるB住宅供給公社と住民の共通する思いは、「まちおこし」をしてシャッター街をなくしたいということであった。公社は、町としての価値を下げない循環的な流通を目指している。そのため、子育てグループや、他の活動者に空き店舗の半分を無料で貸している。高齢者たちは、ニュータウンセンターにある店でお弁当を買って食べる人が多いので、安価で栄養のある食事ができる店を作って、誰もが歳をとっても暮らし続ける町にしたいという思いだった。また、夕方親が働いていて自分でご飯を食べる子どもたちの夕食も提供したいということになった。2015年9月に高齢者の朝食を提供する食堂を立ち上げようということで提案し、人集めを行った。最初に集まった27人で「C会」を結成して、交渉の結果空き店舗の利用は家賃なしということでスタートした。

実際にスタートしてみると、朝食はあまり需要がなかった。ランチということで遅めの朝ごはん、早めの昼ごはんという時間帯を狙ったが、実際のピークは11:30~13:00という昼ごはんの時間帯だった。

素人ばかりでは、調理は難しいので100人朝食を主催していた料理人が日、月、火曜、もう一人が木、金、土曜ということで、メニュー、食材、調理方法は、2人の料理人が決め、C会は、有償ボランティアとしてその他の仕事を一手に行っている。会には、自己資金がないので、現在、B公社は、事業費部分を賄っている。

ランチは、600円とし、うち材料費が200円程度と考え、1日50食限定とした。あまり安いランチをして、他の店の顧客をすべてさらってしまわないようにとの考えからである。

ボランティアのリーダーは、年金生活になると、同じA団地の中でも格差が出てきていることを実感するという。厚生年金や共済年金などがある人は余裕があるが、収入が国民年金のみの世帯や、2人暮らしが単身になると急に余裕がなくなってくる。600円は、多くの人が「コミュニティ食堂」に来ることができる値段なのである。半年間で3,000人の利用者があった。

食堂の利用者の男性で、自分で整容や、入浴するのが難しくなっている人がいた。夏になっても着替えができないため、汚れた洋服やズボンから食堂にふさわしくない匂いが漂ってくる。スタッフは、地域包括支援センターに連絡して、その人が何かのサービスを受けられないかを相談した。通常の飲食店なら、困った客として出入り禁止になってしまうところだが、「コミュニティ食堂」は利用者を排除しない。コミュニティのために開いた場所なので、一人で過ごす人が気軽に出かけられる「場」として、また、サービスが必要そうな人がいれば、サービスにつなぐことができる場として運営していけることを考えている。今は、サービスの担い手でも、すぐに利用する側になってしまうのだからと、リーダーは語った。

### 3.6 【事例6】くまの地域活性化活動と高齢者支援事業

熊と書いて「くま」と読む。熊は、浜松市天竜区に立地する集落のひとつである。現在この地区の高齢化率は50%を超えている。平成の大合併により浜松市と合併した旧天竜市域に立地する。く

んまでは食堂をはじめいくつかの事業を行っているが活動の起源は、昭和30年代からの農村生活改善運動である。

農村生活改善運動は、戦後GHQの指導により農村生活の改善・農村社会の民主化を理念として実施されてきた。その普及や実践活動の担い手として、農村生活改良普及員や婦人会が大きな役割を果たした。生活改良普及員の働きかけにより、農村の住民、特に女性たちがグループを作り、自分たちの生活を取り巻く問題点を自ら発見し、現在ある手段や資源を使って自分たちの力で改善に導く活動である。この生活改善運動を契機として、熊では、早くから地域活性化の取り組みをはじめ、集落の全世帯が参加するNPOが成立した。首都圏からの利便性も高く、村を訪れる人の数は村の人口をはるかに超えている。

その取り組み内容は、次のとおりである。組織としては、会員数約570人で構成されるNPO法人となっており、総会、理事会で方針決定された事項は、ゆめまちづくり委員会が実施する。委員会は「水車・しあわせ・いきがい・ふるさと」の4部門から成り立っている。

水車部は、水車の里、かあさんの店、物産館「ぶらっと」を約30人の女性たちで運営している。年間8,000万円あまりを売り上げ、水車部の運営経費と福祉サービスや環境保全等の活動資金に充当している。かあさんの店は、NPO法人を立ち上げる前に女性たちで出資して立ち上げ、地域の食材を作った手作りの食事を出して成功した。

しあわせ部は福祉の増進を目的に活動を行っており、いきがいデイハウス「どっこいしょ」は、地域内の8ヶ所の集会所を巡回して行うデイサービス事業（介護保険事業ではない）である。この事業は、熊地区社協が活動支援を行っている。地域の高齢者が集まって、レクリエーションやおしゃべ

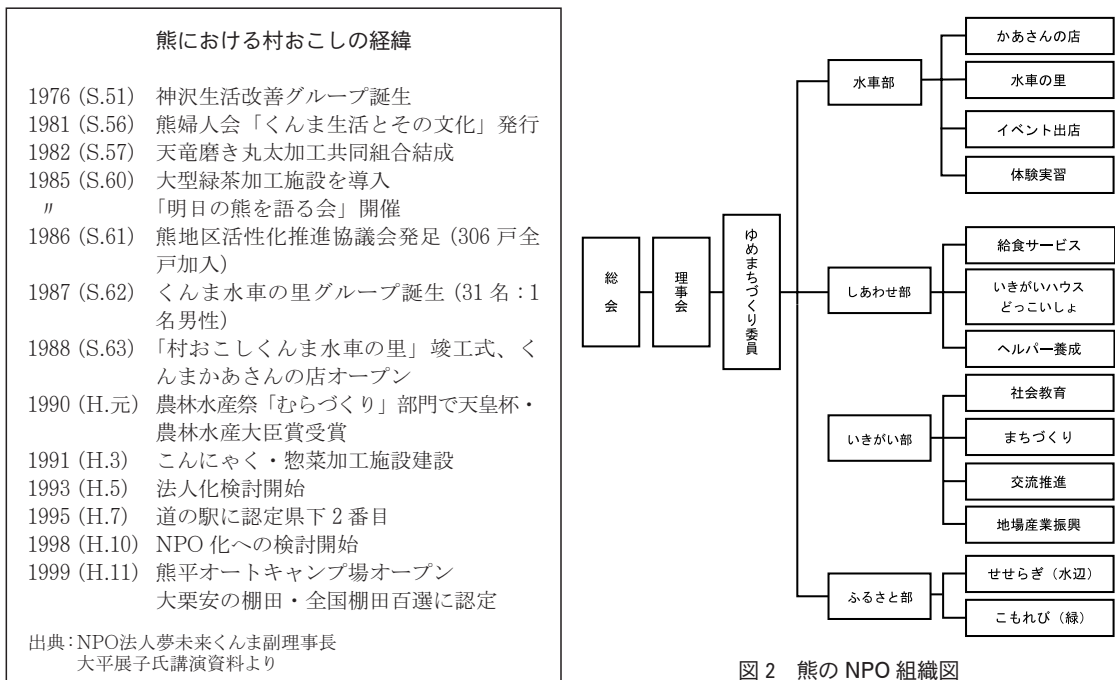


図2 熊のNPO組織図

りをする。「自立の高齢者の居場所づくりに」というコンセプトで始めた。どっこいしょは、参加者自身が教材の提供や、指導をするほか、全戸配布用のアクリルタワシの製作も手伝う。しあわせ部は、デイサービスへの弁当と、天竜市社会福祉協議会より補助金を受け、単身高齢者へ夕食のお弁当配食サービスを実施している。

いきがい部は交流推進・まちづくりが主な活動である。7月には「しずおか森の体験講座」があり県内の小学5、6年生が2泊3日のホームステイをして自然観察や手づくり体験を行なっている。

ふるさと部は環境保全を目的とした活動でNPO活動の開始と同時に「子どもの水辺」事業が文部科学省の補助金(2002年度からは委託)を受け体験型の環境学習を実施している。また、静岡県より委託を受け「ふるさとの山・川まもり隊育成事業」を実施している。

農村生活改善運動から始まり、自ら出資し立ち上げたNPO事業が人々のニーズと活動によってこのように拡大してきている。

集落の全世帯が参加するNPOとして組織化され、事業収入によって得た収益は、デイサービスや高齢者へのお弁当配布を行って還元している。

## 4. 分析

### (1) 活動規模と主体及び活動の内容

各事例における活動主体と活動の規模の関係性を考察すると、任意の住印組織から、法人へと組織化が進むとともに事業の規模が拡大している。このことは、事例6の熊の歴史的経緯からも明らかである。熊は、婦人会で食堂をしていたことから始まり、事業が拡大していき、全戸参加のNPOとなった。NPOを選択した理由として、活動の中で公的な補助金を得ていたので、NPOが最もふさわしいと考えられた。

事例3、4は、社会福祉法人が主導して障害のある住民が働く場を整備すると同時に、町や市に暮らす住民たちとの関係性を築くことができている。事業の拡大には、法人の力量が関係する。

表2 規模と主体

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
実践主体	任意の住民	住民が組織したNPO	社会福祉協議会(社会福祉法人格)	社会福祉法人	任意の住民組織	住民が組織したNPO
実践地域の規模	1集落	1村	1村	全市域(但しサービス関係を構築)	1団地内	旧1集落
活動内容	共同店、公民館、集落運営の住宅の管理、まちなみづくり活動、高齢者の見守り、多世代、外部者と高齢者の交流	高齢者就労による民泊事業多世代交流	障害者就労支援事業を活用した農業生産と製品化空き家を活用したグループホーム運営	障害者就労支援事業を活用した過疎地域への移動販売、主要な駅の1店舗におけるカフェ	高齢者の居場所作りと栄養のある一食を提供するためのコミュニティ・カフェ運営	食堂、農家民宿、観光、高齢者に向けた出前型デイサービス事業、配食

## (2) 公的支援と介入

全部の事例において、何らかの補助金によって運営されている。これらの補助金は主に事業費であり、人件費は事例3、4において支給され、事例1で時限的に導入された。

事例5では、公的機関による介入はあるが、スタートして間もない事例であるのでこの影響に関しては、数年先にまで考察する必要がある。事例1、2、5、6ではそれぞれ住民の発意に基づいて事業を実施している。

住民の主体形成という面では、1、2、6において顕著に現れている。5は、社会福祉の専門家による介入とは異なる形態で介入が見られる。活動の場の家主が公的主体であり、この主体からの支援を受けている。事例3、4は、社会福祉法人の積極的な活動によって形成された事例である。

表3 公的支援と介入

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
公的支援	公民館の建替え補助金年限付きでまちづくり専門家人件費40年前の水のくみ上げの保障としての建築物	グリーンツーリズム、高齢者雇用促進関連の補助金	障害者就業継続支援A及びB	障害者就業継続支援A及びB	神奈川県住宅供給公社による家賃無償化売り上げ、事業費はすべて公社が管理	農業関連の補助金道の駅建設
公的介入	なし	なし	なし	なし	あり	なし

## (3) 活動の主体と特性

表4に示すとおり、事例1、2、5、6では、発意者は実施者と同じ住民である。但し、事例1は100年の歴史があり、共同店ができたときの発意者は既にないが、世代交代した集落の住民と考えてよい。

他方、事例3、4は、事業体としての社会福祉法人が発意し、実施者は、就業支援事業の利用者と社会福祉法人となっている。

次に事業の受益者と実施者の関係性を見てみると、まず事例1では、実施者と受益者が一致しているという特徴がある。事例2では、民泊を実施している高齢者は収入を得ることができる、また、多世代交流という点では、両者が受益者である。事例3は、社会福祉協議会が農村地域で実施する就業支援事業により、地域の産業を継承、さらに大豆作りに関しては農家と共同し収入を得ることから、両者が受益者であるといえよう。また、障害のある人が地域の中で空き家を活用したグループホームに暮らすようになって、地域に新たな雇用も生まれている。事例4は、社会福祉法人が実施する障害者就労支援が過疎地域への移動販売というサービス提供機能を創出する仕組みとなっており、就業支援の利用者も高齢者も受益者となる仕組みが組まれている。事例5は、建物所有者である公社が、無料で店舗を貸し出し、金銭的な管理や決定権を握っていることから、資金面ではあまり

苦勞がない。その反面、公社の意図を汲んだ事業になる面があり、スペースの利用も、半分はカフェ、半分は別の活動が入っている状況であった。現在は、カフェを運営する住民の意図と、公社の意図が一致しているが、逆の場合には、住民の主体形成にはつながらないという危険性を孕んでいる。支援を行っている公的主体が、受益者としての側面を持ち合わせ、事業に対して意思決定権を持つ場合には、パターンリスティックな一面を有する。公的主体のコントロールがあるが、自由裁量の範囲で住民活動が行われている。この事例における受益者は、公社、利用者、活動している住民の3者となる。公社は、暮らし易い団地となることによって、賃貸住宅の空き家を減らし、分譲住宅の中古市場が循環することで、地域の価値の向上という利益を得ることができるのである。

事例6は、事例1、2と近似する事業となっており、集落を中心として受益者はNPOの会員全体

表4 活動の発意、事業の参加者及び受益者

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
事業の発意	100年前、住民自身の必要性によって共同売店が設立され、その後も地域のニーズによって事業が拡大している	村が有する豊かな自然や農業を活用して、グリーンツーリズムを構築した	高齢化によって店を閉める豆腐屋を障害者就労支援事業によって継承したことがきっかけとなった事業は、社会福祉協議会の事業として行われている	障害者就労支援事業を実施している社会福祉法人が、コンサルタントのアドバイスを受け事業を始めた	団地に暮らしている任意の住民	婦人会での生活改善活動に始まり、くんまかあさんの店の立ち上げに取り組んだメンバー
活動・事業への参加者	集落の3歳以上の住民全員が出資者集落の各世帯が参加する会議によって選出された運営委員、または、運営者が事業運営に直接関わっている集落の会計と共同店の会計は別になっている	NPO法人を設立し、参加者は全員NPOの会員になっている。収益のある事業として展開できているため、参加者は結果的に就労し、受け入れる宿泊者と交流している	就労支援事業の利用者、農家、及び、社会福祉協議会で働く指導員	就労支援事業の利用者、指導員、社会福祉法人、食品を購入する高齢者、カフェの客	カフェの運営に参加している任意の住民、建物を所有する神奈川県住宅供給公社	NPOには、集落全戸が参加している。
意思決定権	決定権は集落会議にあるため集落全員が運営に携わっているといえる	事業全体に関わる決定権は、NPOの理事会が有するが、理事会は住民でもある	事業に関する決定権は、社会福祉法人の理事会が有する	事業に関する決定権は社会福祉法人の理事会が有する	カフェの運営自体は住民が話し合って実施しているが、建物の管理はB公社が行っているため、最終的決定権は公社が有する	決定権は理事会にあるが、理事会は、住民でもある
受益者	主に集落の住人、交流者	民泊の利用者と民泊の運営者	事業を実施する社協、利用者、参加している農家、就労の場を得ている高齢者、豆腐の購入者	就労支援事業の利用者、指導員、食品を購入する高齢者、カフェの客	カフェの運営に参加している任意の住民、建物を所有するB公社、カフェの利用者	NPOに参加する全員、高齢者世帯、この活動で働いている人々、集落への訪問者



である。意思決定機関と実施主体は同一である。

#### （4）市場性と互酬性

市場性に関しては、すべての事例に共通して利潤の追求を目的としていないが、Not for profit と Non profit を書き分けた。前者は、利益は目的としていないが利益が出て分配することはできる。これに該当するのは、事例1で、法人格はないが、仕組みとしては組合方式となっており、事業収益が上がれば分配することが可能である。但し、市場性が低く採算が取れなくても必要な事業を継続していく意図が働いている。後者は、非営利組織である。

正確には、事例5に関して言うと、二重構造になっている。住民組織はボランティア組織であり、事業採算性は考えていない。事業主体である公社の意図も同様であるが、ここには、全く別の意思決定機関をもった2者による共同事業であるために、他の事例とは異なる複雑な意志決定構造を有する。

表5 市場性と互酬性

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
市場性	かつては利益が出ていたが今はない Not for profit	Non profit 組織はノンプロフィット、但し、民泊の受け手は労働の対価を受け取る	Non Profit	Non Profit	Non Profit	Non profit
互酬性	住民同士の見守りや助け合い	準備期間や研修は無償の参加であり、情報交換	社会福祉協議会への寄付高齢者と障害者の助け合い	社会福祉法人への寄付農家の参加	働き手は有償ボランティア	住民同士の見守りや助け合い

## 5. まとめ

これらの事例は、いずれも地域の問題を解決するため住民が主体となって、地域問題の解決を図っている事例である。もうひとつの共通点として、対価の支払われる労働によって住民の力が発揮されている。本研究では、紙面の制約上6つの事例をあげるにとどまっていることは本研究の結論の普遍性に影響を与えているため、今後さらに研究の蓄積を要する。

以下に、社会福祉援助論的視点から本研究のまとめを行う。

### （1）主体形成

主体形成という視点で見ると、事例1、2、5、6はでは、住民の発意により始まった活動であり、地域の問題が住民によって認識され、住民参加と主体形成が行われていた。それぞれの事例において、

住民は労働によって地域の課題を解決することを試みている。これらには共通しているのは、住民自身が地域の課題を認識し動き出したことである。

他方、事例3、4は、社会福祉法人が主体となって立ち上げた事業である。主体形成という意味では、参加している住民自体が問題を意識し解決に向かったというよりは、社会福祉法人によって「労働」による統合が図られたものである。

これらの2つの事業には以下の特徴がある。住民が立ち上げた事業は、長い時間をかけて地域の問題に取り組み、数十年の後に高齢社会の課題にも目を向けてこれらを解決するというように長い歴史に裏づけされているが、社会福祉法人が主体となっている事例では、地域問題解決の展開スピードが速い。

## (2) 労働の位置づけ

事例3及び4は、社会福祉法人が始めた事業である。働き手は、地域住民であり、障害のある人や高齢者が含まれている。労働によって統合を図ることを第一義的な目的としており、参加している利用者及び住民には、地域の課題を改善する意図や課題への対応の意識は強くなかったかもしれない。ここでの労働には、2つの意味がある。ひとつは、労働を通じて社会的包摂を実現することであり、いまひとつは、その労働によって作り出されるサービスや労働自体が社会問題の解決の手段となっている。しかし、労働は必ずしも雇用関係が結ばれた労働ではない。このような展開が可能となっているのは、社会福祉法人が持つ社会貢献性によるものであると考えられる。これらの事例では、社会福祉法人が介在したことによって、地域の課題を仕事に転換し解決している。実施主体が社会福祉法人であるが故に、第二の事業目的がスピニングアウトしてきたといえる。現に、インタビューの中で、ぎょうれつ本舗の事業責任者は、過疎地域に訪問販売に行くこと自体はあまり儲けにつながっていないが、むしろ人々となつがり、情報を交換できるというところに重きを置いていると述べている。この事業では、地域住民のための事業であるということが事業目的の基盤にある。これは、利益を目的としない法人であるからこそ展開可能な事業であるといえる。

## (3) 地域への再分配

6つの事例は、すべて公的な補助金を何らかの形で受けている。事例6は、参加者の出資と補助金、道の駅事業によって建設された店舗やその他の多様な事業を展開して収益事業に発展している。そして、その収益でデイサービスと配食を行っている。事例3、4に見られるように障害者雇用に関しては、就労支援事業として補助金が活用されている。これによって、本来市場が成立しない事業でも地域に必要な事業であれば実施するという継続性につながっていると考えられる。

事例1の共同店の事業は、儲けはそれほどないにもかかわらず、高齢者の見守りや住民の交流の場としての意味を重視して事業を継続している。共同店自体は、純粋に住民の出資によるが、集落が行っているまちづくり事業には補助金が投入されている。事例2においても、補助事業を活用している。

このように、公的な資金の投入は、市場には存在しないサービスの展開、非採算的事業の継続性の確保、事業のスタートにおけるレバレッジの役割を果たしている。しかしながら、公的資金の投入事業には縛りが生まれることも忘れてはならない。

事例5は、家主である公社と住民の利害が一致しており、家賃が無料であり、事業全体及び経費の管理を公社が行う等の支援を受けている。この意味では、事業採算性自体はあまり重視されていない事業であることは他の事業と共通している。事業責任は公社が負っているため住民グループは、出資金や家賃負担を気にせず活動に乗り出すことができたというメリットと同時に、事業責任を負っている公社の意図に反したことはできないという側面を持っている。住民グループの今後の展開は、事業資金上、公社の意思に大きく左右されるというある意味パターナリスティックな一面を有していることも否めない。再分配のあり方は、住民の意図に反して事業の方向性づけをする場合がある。この意味では、公的介入のあり方には住民側として注意が必要である。

#### (4) 結論

本研究によって得られた結論は以下の2点である。

地域を基盤とした住民による事業は、共通して採算性が低い場合でも、継続されていく特徴があり、市場とは異なる価値と社会的目的によって事業が遂行されている。地域を基盤とし、住民が主体となった事業には、ボランティアな活動だけでなく、本研究の事例のように社会的意義が高い仕事として事業遂行されるシステムが生まれてきている。このためには、再分配に基づく公的資金の投入が不可欠であった。このことは、今後適切な再分配によって、地域をエンパワメントする可能性を示唆している。また、再分配が、行政の介入とセットになった場合には、住民活動に制限やコントロールを加えることになる。したがって、適切な再分配とは何か、今後の支援の課題となる。

次に、社会福祉法人の地域貢献によって、地域に必要なサービスを展開する新しい事例が出現している。この事業展開は、社会福祉法人のもつ社会貢献性を背景とした展開であり、展開速度が速いという特徴を持つ。また、これまでに研究されてきた住民の主体形成とは異なる形で住民の参加を形成している。つまり、事業として労働を創り出し、事業によって地域問題を解決している、あるいは、地域問題解決の場を提供しているといえる。地域に労働を創り出すという事業展開は、障害者自立支援法以降の就労支援事業の流れによる。このような活動を促進する支援のあり方を検討することが今後の課題となる。

本研究の執行に当たっては、平成27年及び28年度の熊本学園大学附属社会福祉研究所研究助成を拝受した。

引用文献

- 右田紀久恵. (1993). 『自治型地域福祉の展開』. 法律文化社.
- 岩間伸之. (2011). 「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能—個と地域の一体的支援の展開に向けて—」. 『ソーシャルワーク研究』 37 (1), 4-19.
- 岩間伸之・原田正樹. (2012). 『地域福祉援助をつかむ』. 有斐閣.
- 佐藤郁哉. (2008). 『質的データ分析法』. 新曜社.
- 佐藤竺. (1980). 『コミュニティをめぐる問題事例』. 学陽書房.
- 細内信孝. (2010). 『新版 コミュニティ・ビジネス』. 学芸出版社.
- 杉岡直人. (1997). 「地域福祉の主体形成」. 著:大橋謙策、上野谷加代子、野口定久、牧里每治、宮城孝、『地域福祉事典』 (ページ: 40-41). 中央法規出版社.
- 大橋謙策. (1991). 『地域福祉の展開と福祉教育』. 全国社会福祉協議会.